

# あたつく福祉型事業協同組合 コンプライアンス規程

## 第1条（目的）

本規程は、あたつく福祉型事業組合（以下「本組合」という）の業務運営における法令遵守及び企業倫理の確保を図り、社会的信頼の維持・向上を目的とする。

## 第2条（適用範囲）

本規程は、本組合のすべての役職員および関係者に適用する。

## 第3条（コンプライアンス担当組織の設置）

本組合は、コンプライアンスの実施及び推進を担う専門部署（以下「コンプライアンス担当部署」という）を設置し、日常的な遵守体制の整備及び教育、指導を行うものとする。

## 第4条（コンプライアンス委員会）

- 1 本組合は、コンプライアンス施策の企画・立案・評価を行う機関として、コンプライアンス委員会を設置する。
- 2 コンプライアンス委員会には、外部の有識者を必ず含めるものとし、透明性及び独立性を確保する。
- 3 コンプライアンス委員会の下に、実施等を担うコンプライアンス担当部署を設け、委員会の方針に基づき実務を遂行する。

## 第5条（コンプライアンス違反への対応）

- 1 本組合は、コンプライアンス違反が発生した場合、速やかに事実関係を調査し、原因を究明する。
- 2 調査の結果、違反が認められた場合は、関係者に対し厳格な処分を行い、必要な再発防止策を策定・実施する。
- 3 重大な違反については、再発防止策とあわせて、調査結果及び対応内容を適切な方法で公表するものとする。

## 第6条（内部通報制度の整備）

- 1 本組合は、役職員その他関係者による法令違反等の通報を受け付け、適切に対応するための内部通報制度（以下「ヘル普ライン制度」という）を設ける。
- 2 休眠口座助成金事業期間中は、JANPIA が提供するヘル普ライン窓口を利用し、当該事業終了後は速やかに本組合が独自に窓口を設置するものとする。
- 3 通報は匿名・実名を問わず受け付け、通報内容の秘密を厳守し、通報者が不利益を被らないよう適切に管理する。

## 第7条（通報者の保護）

- 1 本組合は、内部通報制度の整備・運用にあたり、「公益通報者保護法」及び「内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日 消費者庁）」に準拠し、通報者の保護を徹底する。
- 2 通報を理由として通報者に対し、解雇、降格、減給その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。
- 3 本組合は、通報内容に応じて適切に調査を行い、是正・再発防止措置を講じるとともに、必要に応じてその結果を通報者に報告する。

## 第8条（規程の改廃）

本規程の改廃は、コンプライアンス委員会の審議を経て、理事会の承認を得て行う。